

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会並びに交通体系及び海岸整備対策特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・岩男三男君登壇）

○厚生委員会委員長（岩男三男君） 厚生委員会は、去る十二月八日の本会議において付託を受けました議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分外四件につきまして、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

最初に、議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）清掃課関係部分及び議第九十二号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。

まず、当局より、条例の一部改正により、平成十六年三月一日より、新たに缶・瓶・ペットボトル専用の指定ごみ袋を導入し、これらの処分及び運搬の手数料を定め、従来の収集方法を改めようとするものであり、補正予算については、新たに導入する専用指定ごみ袋を購入するための経費であり、入札によって若干変わる可能性もあるが、大の袋については一枚十二円、小の袋は七円五十銭で積算し、現在の残予算と差し引きした八百八十四万六千円の予算を計上しているものである、との説明がなされました。

これを受けて委員より、指定ごみ袋制度が導入され、随分ごみの量は減ったのだが、最近、またふえてきていると聞く。ごみがふえたからといって安易にまた新しい袋を導入されたのでは困る。もっと市民にごみの減量化についてPRした方がよいのではないかと、この意見が出されましたが、当局より、現状は、回収された不燃物の中にかかなりの数の缶・瓶・ペットボトルが混入されており、色をつけた専用の指定ごみ袋を導入することにより、分別の意識を市民が持つようになり、一層のごみの減量化に効果があると考えている、との答弁を了とした次第であります。

また、ごみ袋のコストに関連して委員より、従来の二種類のごみ袋に関しては、平成十年の導入より六年が経過したが、販売価格が従来どおりであるのは、価格競争等の原理が働いていないのではないかと。入札方式や運搬委託方法などを見直し、それを利用する市民が恩恵を受けるシステムにしなければならない。今回は現行のシステムを大幅に見直すいい機会であるので、すぐに検討していただきたいとの要望がなされ、当局も、今後研究・検討し対処していきたいとの答弁があり、最終的に議第八十四号別府市一般会計補正予算

（第五号）関係部分及び議第九十二号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、ごみ袋単価見直しの要望を付し、採決の結果、いずれも全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十四号別府市一般会計補正予算（第五号）の児童家庭課関係部分であります。

当局の説明では、児童手当支給に要する経費の追加額は、支給対象児童の数が延べにして千三百五十八人、当初の見込みより四・六％ふえたために補正するものである。次に、保育所入所に要する経費の追加額は、保育所入所児童が当初見込みよりも八百三十七人、五・六％伸びたための民間保育園への運営費負担金として増額するものである。最後の市立保育所の保育に要する経費の追加額は、入所児童の増加に対応するため、離乳食等の調理に臨時職員四名を追加で雇用するためと、その賄い材料費の追加額であるとの説明がなされました。

委員より、臨時職員の雇用について、今、子育て環境の向上の一環として、国策で待機児童の解消を図っているが、行財政改革の中、削るべきところは削ってこのようなワークシェアリングにつながる雇用はどんどんふやして行ってほしい。別の委員からは、別府市の待機児童解消の取り組みは非常に評価できるが、民間保育園への受け入れ態勢の要請がどこまでできるか、そのあたりの実態を把握することも肝心である。また、待機児童の解消のためどんどん受け入れていく施設整備が追いついていかない場合も考えられるようになる。ぜひともそのようなことを考慮し事業を進めて行ってほしい、との要望もなされましたが、当局より、施設の老朽化を含め、今後も施設の整備・拡充も視野に入れ、無理のないよう事業を推進してまいりたいとの答弁を了とし、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、保健医療課関係部分の主なものについて、緊急医療に要する経費の追加額で、新たな救急医療の取り組みとして小児救急医療支援事業の委託料を補正している。夜間や休日などに不足している小児救急医療体制の確保を図る事業であり、発熱や腹痛など一般的な初期救急体制は当番制を採用し、医師会間で手術や緊急を必要とするような第二次救急体制は、国立病院と鶴見病院で対応していただく予定である、との当局説明に対し委員より、市民は、子供の救急の場合に、このような医療体制があることを知らないことが多い。万一のときでも安心であるとのPRを、病院や広報を使って積極的に行ってほしい、との要望がなされた次第であります。

その他の部分についても当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、保険年金課関係の議第八十五号平成十五年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）及び議第九十一号別府市納税貯蓄組合の奨励に関する条例の一部改正について関係部分、介護保険課関係の議第八十四号別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分及び議第八十七号別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）については、い

ずれも当局説明を適切妥当と認め、各課ごとに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の結果と経過について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・麻生 健君登壇）

○建設水道委員会副委員長（麻生 健君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から建設水道委員会の報告をさせていただきます。

建設水道委員会は、去る十二月八日の本会議にきまして付託を受けました議第九十三号別府市下水道条例の一部改正について、九月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を御報告させていただきます。

まず、当局より、下水道は居住環境の改善や公衆衛生の向上を初め、河川等の公共用水域の水質保全を図るなどの近代都市の基幹施設であり、本市の重要施策として整備を推進している。今後とも、引き続き公共下水道事業を推進し、また、施設の維持管理を行うに当たり、平成八年度以来据え置いた下水道施設使用料の引き上げを行うことについて、条例を改正するものであるとの報告・説明がなされました。

これに対し委員より、本市が整備しようとしている公共下水道事業は、どのくらいの範囲であり、本事業の完成を何年度と見込んでいるのか。また、今回の改定以降、次の使用料の改定時期と、値上げの幅をどの程度見込んでいるのか、との質問がなされ、これに対し当局から、下水道事業計画の全体区域が、二千七百五十六ヘクタールであり、その中で事業認可区域を平成二十四年度までに整備する予定である。現段階において、国に提出しております公共下水道事業整備計画では、最終目標年次を平成三十二年としている。また、次期使用料改定の予定について、下水道使用料の改定は公共料金的性格から、四年ごとに見直すことが理想とされており、今年度の改定案が可決いただければ、次期の改定は、四年後の平成二十年となるが、平成二十年から平成二十三年の四年間の事業量と使用料等で試算することになるため明確な回答についてはできませんが、現時点においては、下水道使用料の改定につきましては考えてはいない。仮に引き上げても、一〇%を下回る程度の値上げになるとの答弁がなされました。

これに対し、委員より、下水道料金はすでに上水道料金の約七〇%になっており、このままいくと下水道料金は上水道料金と同額、さらにはそれを上回る可能性があり、そのようなことでは、住民理解が得られない。また、下水道使用料は、利用する分についての經常経費に限られるため、処理量の増減に関係なく、ほとんど変わらない汚水処理施設維持管理費がかかる。計画では、平成二十四年度において普及率は六四・七%であり、現状の

五八・一％からすると、六・六％の伸びしか見込めず、下水道の管渠の面的整備を早急に進め、普及率の向上に努めなければならないと同時に、これまでのように一般会計からの繰り入れをしては、受益者負担の原則が成り立たない。このままでは、下水道事業が行き詰まるのは明白であり、これを回避するためには、経常経費の見直しをするなどの事務改善や下水道事業改革をし、維持管理費をより抑えることにより、下水道事業の健全化を図ることが必要である、との指摘がなされたところであります。

最終的に、一部委員から、下水道使用料の引き上げ自体に反対である旨の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数で可決された次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・後藤健介君登壇）

○総務文教委員会委員長（後藤健介君） 総務文教委員会は、去る十二月八日の本会議において付託を受けました議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分外五件について、十二月十二日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その概要及び結果についての報告をいたします。

初めに、議第八十九号別府市情報公開条例の全部改正についてであります。

これは、国の情報公開法に先駆けて、平成十一年十月一日に本市情報公開条例を施行したことに伴い、国の情報公開制度との間に規定の差が生じ、また保有する情報の公開に関し必要な事項を策定し、実施するよう努めなければならないことにより、条例を改正する必要が生じた旨の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十八号別府市個人情報保護条例の全部改正については、高度情報化が急速に進む現在、利便性の向上と引きかえに個人情報の漏えい等に対する危険が増大しており、現代社会に求められる個人情報管理に対応できかねる部分が生じていることと合わせて、国において個人情報保護法が制定されたことに伴い、条例の全部を改正するものである、との説明に対し、情報のコンピューター管理が進むに連れ、ハッカーの侵入やウイルスの感染といった新たな脅威が想定されるようになってきた。個人情報の漏えい等が起こらないよう、行政情報のセキュリティー対策については、万全の意を注いでいただきたい、との要望がなされたところでありますが、本件についても採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてであります。

教育委員会関係費では、市内に在住する個人または団体が、県の予選大会で優勝し、九州大会以上の大会に出場するに際し、旅費や宿泊費を補助する制度を平成三年度から設けているが、本年は特に全国大会への出場が多数いることから、補正予算を計上し対応したいとの説明がなされました。

次に、総務課関係費では、昭和六十年に開庁した本庁舎がすでに建築後約二十年を迎えようとする中で、至るところで老朽箇所が見受けられるところから、今後においては年次計画を作成し、適正な維持管理を図られたい、との意見がなされた次第であります。

次に、消防本部関係費については、自主防災組織育成に要するため、防災訓練時に使用する音響装置の購入に対する助成のための予算計上である旨の説明、また秘書課関係費では、平成十六年四月に市制施行八十周年を迎えるに当たり、市民総参加型の記念式典を開催するための経費であるとの当局説明がなされましたが、最終的に議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議第九十号別府市税条例の一部改正についてであります。

前納報償金制度は、終戦後の社会的にも経済的にも不安定な時期、住民の納税意欲が十分とは言えない状況の中、市民の納税意欲の高揚を図り、税収の早期確保を目的に創設されたものである。しかし、社会的にも経済的にも安定した現在、当時と比較して、市民の納税に対する意識の向上や収納金融機関も充実する中、口座振込制度が普及する等、納税環境の整備が図られ、制度本来の目的は達成されたものと勘案する。また、サラリーマン等特別徴収納税者には本制度が適用されず、比較的担税能力がある高額納税者に利用され、担税能力の弱い期別内納付納税者との不均衡等の問題も生じるなど、さらに、類似団体や県内の各市においても本制度を廃止する自治体が増加しており、この際、本市も同様の措置をすべく、平成十六年度から平成十八年度の三カ年を経過措置として、平成十九年度から廃止をいたしたい、との説明がなされた次第であります。委員から、現在の長引く経済不況の中で、税の早期確保が本当に図られているのか疑問である。とりわけ固定資産税の納付に関して言えば、納税額の総額のうち前納報償金制度の恩恵を受けている方々の割合が、平成十四年度決算ベースで五二%もあることなどを勘案したとき、なぜ現時点での廃止なのか。また、今議会に提案するまでに、対象住民に対する周知もされていない状況であり、さらに現在、市中銀行に預金しても、超低金利であること等も考慮するとき、前納報償金をいただけることを唯一の楽しみにしている方も数多くいらっしゃる中で、なぜ廃止の方向を打ち出すのか。このことによって逆に納税意欲の減退を招くおそれもあることなどから、より慎重な対応を求められたいとの意見、さらに、行財政改革の一環としてこの制度の廃止を考える前に、納税通知書や督促状等の発送文書の整理・簡素化による経費節減に努めること等が先決であり、昭和二十九年に創設した古い制度だから、今や必要

性がないと判断するのではなく、よりよい制度に見直すことが行政の務めではないのか、との指摘がなされた次第であります。

一たん委員会を休憩し、再開後、委員から、現在の前納報償金の支給率そのものが、他都市に比較して突出していることを加味して、率を引き下げることが致し方ないが、議第九十一号の納税貯蓄組合の奨励制度との整合性を勘案するとき、廃止の方向は再度検討を要するとして、その一部を修正することの動議が提出されたところであります。

その内容は、市民税及び固定資産税の前納報奨金の規定を現行どおり残そうとするものであり、本動議を採決の結果、議第九十号別府市税条例の一部改正については、全員異議なく修正可決すべきものと決定をしたところであります。

最後に、議第九十一号別府市税納税貯蓄組合の奨励に関する条例の一部改正について（納税課関係部分）については、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案六件に対する審査の概要及び結果の報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・堀本博行君登壇）

○観光経済委員会委員長（堀本博行君） 観光経済委員会は、去る十二月八日の本会議において付託を受けました議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分及び議第八十六号平成十五年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第二号）について、十二月十二日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてであります。

観光課関係費では、志高湖野営場施設補修工事費として、志高湖ポート桟橋の護岸及び東側護岸補修道路が湖水で侵食され、放置すれば、今後、観光客等に危険を及ぼすおそれがあるため補修するものであります。

また、湯けむり展望台建設に要する経費について、別府の貴重な観光資源を新たな観光スポットとしてPRすることで、県内外からの誘客を図ることを目的として、湯けむり展望台建設のための予算を計上した旨の説明がなされたところでありますが、委員より、今回の設計に対し、付随する施設としてトイレの設置も考慮すべきであったと思われるが、今後どう対応するのか、との質疑に対し、これまで他の観光施設等における現状を見ると、管理上大変苦慮している面も含めて、鋭意検討を重ねてまいりたい、との答弁がなされたところであります。

さらに、委員から、夜間の安全性や湯けむりのライトアップについても、もう少し照明の増設ができないか、また、管理体制についての要望に対し、当局より、鉄輪共栄会や地元の方々と今後十分協議をしたい、との答弁がなされたところでありますが、これらのことを踏まえて、新たな観光スポットになるように、今後一層の努力を期待する、との要望がなされた次第であります。

次に、商工課関係部分であります。当局より、現在別府市の融資制度につきましては、金融機関から市内の中小企業経営者に融資をした場合、本来は個人が負担すべき信用保証料を、景気低迷による中小企業対策として、別府市が全額信用保証協会に支払っているが、長引く不況の影響から、倒産などにより返済不能に陥る企業が増加したため、この信用保証料が、年一％から一・三％に増額されたための計上であるとの説明を了とした次第であります。

次に、農林水産課関係部分であります。当局より、通常の森林施業から長伐期施業への変更に伴い、すでに実施している公有林造林資金の借入金を、低利率の公有林施業転換資金にするものであり、今回その限度額を計上したものである。また、本年九月十三日、十四日の両日の豪雨により災害が発生し、その復旧に要する経費を計上したものである、との説明がなされました。

以上の経過により、議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第八十六号平成十五年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第二号）についてであります。当局より、去る九月二十二日に、保全する歴史的建造物の選定にかかわる会議より浜田温泉評価報告書が提出され、これを受けて十月七日に旧浜田温泉の取り扱い等にかかわる今後の基本的方向について市長が記者会見を行い、その中で、建物の現在地での修復保存は困難であるとの判断を示した上で、復元する場合に備えて建築の詳細を明らかにした資料を残すべきである等の特記事項を尊重しつつ、また財政状況も考慮しながら、旧浜田温泉の建物の図面等関係設計図を作成し、保存した上で今後の市営温泉施設を建てかえる際に、より温泉風情を醸し出す施設として、市民の方々の文化財に対する思いにもこたえて、旧浜田温泉の建物を復元したいとの見解を示しましたので、その事業費を計上した次第である、との報告がなされました。

委員から、さきに提出された中間報告書の中で一部の書面が省かれた経緯についての質疑がなされ、当局より、現浜田温泉が予算化する前であり、その中に建築単価等の記載があったため省きましたが、御承知のとおり誤解を招く結果となり、今後このようなことのないようにしたい、との答弁がありました。

また、委員から、旧浜田温泉の設計図を、今後市営温泉の建てかえ等に十分活用してほ

しい、との要望がなされた次第であります。

以上のような質疑の後、採決に当たり一部議員より反対の意思表示がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案二件に対する審査の概要及び結果の御報告を申し上げます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長。

（交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長・村田政弘君登壇）

○交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長（村田政弘君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会は、去る十二月八日の本会議において付託を受けました議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）関係部分についてを審査するため、十二月十五日に委員会を開催し慎重に審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告申し上げます。

今回、補正予算に計上されました、餅ヶ浜地区海岸整備に要する経費については、オリアナ号棧橋を有効に活用するため、棧橋の耐久性現況調査を行うものであり、国土交通省の直轄事業・別府港海岸保全施設整備事業のうち、餅ヶ浜地区の整備が、今年度末に着工されることに伴い、大和ハウス工業よりオリアナ棧橋の寄附を受け、人の集まる空間・遊歩道・釣り棧橋などの市民・観光客の集う場所として整備するために基礎資料を収集する必要があることから、棧橋耐久性の調査委託を行うものであり、八年間維持管理されていない棧橋の電気防食やさびどめ塗装防食部分の耐久性調査を行うものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、港湾は、県の簡潔であるところから県が管理するべきものではないか、との指摘があり、あわせて、棧橋を活用した場合に発生する維持管理費についての質問がありました。これに対し当局より、棧橋自体は市の財産になるため、市が管理しなければならないが、今後も県と十分協議していきたい。また、維持管理費については、今回補正予算に計上している調査の結果を踏まえ、使用目的を定め、施設の概要に沿った財産管理を行う必要がある、との回答がなされました。

これに対し委員から、本来ならば現段階においても将来に向けた全体計画が示され、その場合の維持管理費の試算を含め計画されていなければならないところである。今後、施設の最終的な利用計画を立てた段階で、維持管理を県が行うことの協議も含め、ランニングコストがどうなるか等を明確にするよう、指摘がなされました。

また、調査終了後の実施設計や完成時期等、今後のスケジュールについての質問がなされ、これに対し当局から、本年度の耐久性調査資料をもとに、来年度には必要な修繕等を行い、その後、有効活用方法等調査を行い、方向性について結論を出したい。平成十七年

度に棧橋の本設計、着工していきたいと考えているが、国の事業にあわせて整備を行う関係上、国の状況等を見ながら、事業を進めていきたいとの答弁がなされました。

その他、意見や要望として、別府湾の水質など環境保全問題等を考えあわせ、事業の計画を進めると同時に、国の整備計画等、全体の調和の中で活用法を考え、外国の棧橋活用や国内の海岸整備等を参考にしながら、市民や観光客が有効に利用できる、本市に合ったよりよい棧橋にするべきである。さらに、棧橋を釣り棧橋として活用しようという方向性が出ているが、漁協と十分話し合い、漁協の意見を聞きながら、テトラポット等を使った漁礁をつくったらどうかとの要望がなされました。

最終的に採決の結果、全員異議なく原案が可決された次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、各常任委員会委員長並びに交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（七番・猿渡久子君登壇）

○七番（猿渡久子君） 日本共産党市議団を代表して、議第八十六号別府市温泉事業特別会計補正予算と、議第九十三号別府市下水道条例の一部改正に、反対の立場から討論を行います。

まず、温泉事業特別会計の旧浜田温泉解体工事費と設計委託料千百六十八万四千元についてです。

旧浜田温泉は、昭和初期の温泉の風情を今に残し、亀川温泉のシンボルとして多くの人々から親しまれてきました。その個性あるたたずまいは、竹瓦温泉とともに日本一の温泉・別府を象徴する建物としての風格を備え、別府の数少ない近代温泉文化遺産、いわゆる別府の宝物の一つともなっております。

私たちは、この市民の財産である旧浜田温泉を、設計図を残すとはいえ取り壊すことに反対です。旧浜田温泉修復保存を熱望する署名簿は、亀川・上人校区に限定し短期間に取り組まれたにもかかわらず千百六十筆に達し、十一月二十一日、市長及び議長に提出をされています。また、二年以上にわたり保存を求める運動が、大きく繰り広げられました。この間の、新浜田温泉建設をめぐる経過に問題があることは、議会でも明らかです。専門家の中にもいろいろな意見があります。この大分県内にも、浜田温泉よりもさらに老朽化した廃屋が、改修保存で立派によみがえっている事例もあります。

歴史ある建物は、一度取り崩してしまうと、歴史は振り出しに戻ることになります。旧

浜田温泉の古い部材は、修復の際に使える部分は少ないだろうという議会答弁がありましたが、ほとんどが新しい部材での復元では、文化財としての価値はなくなると言えるのではないのでしょうか。別府の温泉文化の歴史を大切に守り、生かしていくことこそ、別府観光の真の浮揚につながると考えます。六十八年の歴史ある旧浜田温泉を修復保存し、別府の宝物として後世に残し継承していくべきです。

次に、下水道使用料金の一〇%の値上げについてです。

不況の中、市民生活が深刻なときに、市民負担をふやすべきではありません。今でも市民の皆さんからは、下水道料金が高過ぎるという声や、下水道料金に対する不満の声がたくさん聞かれます。その切実な声にしっかり耳を傾け、一般会計からの繰り入れを行い、現状の下水道料金を維持すべきです。不況で苦しんでいる市民生活に、追い打ちをかける値上げには反対です。

議員の皆さんの御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の、議第九十号別府市税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案の一部を修正し、他は原案のとおり可決すべきものとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議第八十六号平成十五年度別府市温泉事業特別会計補正予算（第二号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第九十三号別府市下水道条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第八十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第五号）に対する各委員長

の報告は、その一部に要望を付し、いずれも原案可決であります。議第八十四号については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第八十五号平成十五年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）及び議第八十七号平成十五年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）から、議第八十九号別府市情報公開条例の全部改正についてまで、議第九十一号別府市税納税貯蓄組合の奨励に関する条例の一部改正について、及び議第九十二号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまで、以上六件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上六件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上六件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第九十四号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。議第九十四号については、委員長報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第九十四号は委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第二により、報告第十七号寄附受納についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第十七号は、寄附受納の報告であります。社会福祉関係及び公園緑地関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第三により、議員提出議案第二十号地方特定道路整備事業の制度の継続に関する意見書から、議員提出議案第二十七号国立病院の独立行政法人化に当たり、賃金職員

・非常勤職員の雇用継続と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書まで、以上八件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第二十号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(二十二番・三ヶ尻正友君登壇)

○二十二番(三ヶ尻正友君) 議員提出議案第二十号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方特定道路整備事業の制度の継続に関する意見書

通路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、国民共通の資経である道跡を計画的に整備することが重要である。

別府市は、観光都市として、訪れる観光客や市民の要望が強い道路整備を市政の重点課題として位置づけ、高速道路や広域幹線道路の整備促進に努めるとともに、地域の道路については安全で快適な「人にやさしみちづくり」を目標に道路整備に取り組んでいる。しかし、地方交付税制度や公共事業の見直しなど、地方財政は厳しいものが予想されます。

こうした中、観光の振興や産業の発展、地域の利便性向上、救急医療施設や高速道路へのアクセス等道路整備を求める市民の要望は極めて大きいものがあり、この解決に向けた道路予算の確保は大きな課題となっている。市民が抱える諸課題に対応するためには、道路事業を効果的に実施していくことが必要であり、補助事業と組み合わせて実施する地方特定道路整備事業の制度を引き続き継続して行くことが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

一、平成十五年度までの措置として運用されている地方特定道路整備事業の平成十六年度以降の制度継続を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(清成宣明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第二十号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十一番・永井 正君登壇）

○二十一番（永井 正君） 議員提出議案第二十一号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

昨年九月十七日、日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人拉致の事実を認め、金正日総書記の謝罪と、五人の被害者が二十五年ぶりに帰国した。

しかし、それからすでに一年が経過したにもかかわらず、帰国した五名の家族の帰国は実現していない。さらに、北朝鮮は、「拉致問題は解決済み」として、百数十名にも上ると言われる拉致被害者救出問題は全く進展しない状況となっている。

拉致問題は、日本国民の生命及び人権と国家の主権、尊厳にかかわる重大問題であるにもかかわらず、北朝鮮はかたくなに、六カ国協議の決裂、拉致問題を議題にする日本の排除等、真相究明と被害者全員の救出は全くめどすら立っていない状況にある。また、この問題は、単なる偶発的な事件ではなく、長期にわたり日本全体で行われた他国による国家的犯罪が、全く裁かれることなく実行された事実は、これが偶然な見逃しではなく、日本国家の主権を侵害したことと、特に治安、国防等に関する構造的、体質的問題であると言わざるを得ない。

国家にとって最大の財産は国民そのものであり、自由と民主主義、勤勉と英知を最大の活力としているこの国で、国民の生命・財産を守ること以上の国家責務はあり得ないものである。この国を誇りある国家として次世代に引き継いでいくためにも、国内世論を喚起し、北朝鮮に拉致された日本人の一日も早い救出を強く求めるものである。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者・家族に対する支援と日朝国交正常化交渉に関し、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

一、北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること。

二、北朝鮮に対し、「死亡した」とされる被害者に関する正確な情報と現地調査の実施及び拉致の疑いが指摘されているほかの事件についての徹底的な調査と解明を求めること。

三、北朝鮮に対し、被害者の人権と人生の大半を犠牲にさせたことに対する国家補償を求めること。

四、被害者及びその家族に対して、「拉致被害者支援法」による生活基盤の再建を含め、政府による手厚い支援を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

総務大臣 殿

防衛庁長官

国家公安委員会委員長

内閣官房長官

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(八番・吉富英三郎君登壇)

○八番(吉富英三郎君) 議員提出議案第二十二号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

W T O 農業交渉に関する意見書

W T O 農業交渉は、九月十日から十四日にかけて、メキシコのカンクンで行われていた閣僚会議が、自国の利益を擁護する米国やE Uに対する発展途上国の反発によって決裂し、閣僚宣言を採択することなく開会した。

このような結果に対し、我が国が農業分野で譲歩し、交渉のイニシアチブをとるべきとの主張が報道されているが、これまでの農業交渉では、交渉の大枠を決定するモダリティー一次案で、米などの高率関税品目について最低でも四五%の関税削減が提案され、米国とE Uとの共同提案では関税の上限設定が提案されるなど、我が国にとって極めて厳しい内容となっており、我が国農業・農村、そして世界の家族農業にとって取り返しのつかない事態となりかねない。

よって、W T O 農業交渉が、我が国農業の持続的発展と、世界の多様な農業の存続が可能となる協定のために、次のとおり対応するよう強く要望する。

- 一、「多様な農業の共存」を基本とした我が国提案の実現に向け、不退転の交渉を行うこと。
- 二、各国農業の実情や関税化へ移行経過などを全く考慮しない、米や麦、乳製品などの一方的な関税率削減提案を断固拒否し、品目ごとに柔軟性を確保できる削減方式とすること。ミニマム・アクセス制度の是正を含む米の総合的な国境調整措置を堅持すること。
- 三、農産物の輸入が増加する中で、輸入国の正当な権利として、農産物の特性に基づく特別セーフガードを堅守すること。
- 四、W T O 農業交渉は、生産者だけの課題ではなく、食料の安定や地域の維持など我が国社会全体にかかわる課題であり、国民的理解促進のための対策を積極的に展開すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

農林水産大臣 殿

外務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。(拍手)

○議長(清成宣明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第二十二号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十七番・高橋美智子君登壇）

○十七番（高橋美智子君） 議員提出議案第二十三号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金制度の見直しに反対する意見書

医療、介護など相次ぐ社会保障制度の見直しによって、国民の不安は深まるばかりです。厚生労働省は、これに追い打ちをかけるように年金制度の見直しを行おうとしています。二〇二二年を目指して、厚生年金の保険料は年収の一三・五八％から二〇％まで段階的に一・五倍の引き上げ、給付額は現在の六割保障から五割保障へ二割の引き下げというものです。しかも、この五割保障の試算が該当するモデル世帯（四十年加入・妻が主婦、現在月額二十三万六千円）は、厚生年金受給者の二三・五％しかなく、共働き世帯では年収の四三％、男性の単身者は三九・三％しか保障されません。また国民年金受給者は平均月額が五万一千七百円ですが、こうした低額の年金も含めて一律の削減というひどい内容です。高齢者世帯の六割が公的年金以外に収入がなく、九月に日銀が発表した調査では、貯金のない世帯がついに二割を超えたという現状からすれば、これ以上年金を削られたら生きていけないのが実態です。こういう中での今回の年金制度の見直しは、国民の老後生活を根本から危うくする理不尽きわまりないものです。

以上の理由により、政府が計画している年金制度の見直しに反対し、だれもが安心して暮らせる年金制度に改善するために、次の諸点を強く求めます。

一、二〇〇四年の年金改革に当たっては、保険料の引き上げ、給付額の引き下げなどをしていないこと。

二、公的年金等控除の縮小、廃止など、年金への課税強化をしないこと。

三、基礎年金の国庫負担を直ちに二分の一に引き上げること。その財源は、消費税増税に求めないこと。

四、年金積立金を株式投資に使わないこと。過大な積立金は、保険料の引き下げや給付の改善に活用すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

財務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十三号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二十四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（五番・麻生 健君登壇）

○五番（麻生 健君） 議員提出議案第二十四号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

高校奨学金制度の抜本的な改善・拡充を求める意見書

日本最大の奨学金制度を実施している日本育英会の独立行政法人化に伴い、二〇〇五年度より、国の高等学校奨学金事業が各都道府県に移管されることとなります。これまでも、各都道府県においては、子供たちの学ぶ権利を保障するために、憲法や教育基本法の要請

に基づき、各地域の実情と住民のニーズを踏まえた奨学金事業は行われてきています。また、現下の厳しい経済情勢の中、就学支援を求める住民の声は高まってきており、奨学事業が、社会のセーフティネットとして果たす役割は、従来にも増して重要になってきています。

つきましては、地方移管後における高校奨学金事業の実施に当たっては、下記の事項を十分踏まえた奨学金制度の実施と運用がなされるよう強く要望いたします。

一、地方移管後の高校奨学金制度に関して、これまで各都道府県において実施してきた各種奨学金制度の成果と役割を踏まえるとともに、経済的理由によって学ぶ権利が侵害されることがないように、成績条項の撤廃、入学支度金制度の創設、有資格者の全員採用など、高校奨学金制度の抜本的改善と拡充を行うこと。

二、生活保護世帯や低所得者層など、経済的困難を抱えた家庭に属する子供たちの就学を奨励するために、「給付制」奨学金の創設や「返還免除制度の運用改善」など、学業継続に向けた積極的な支援策を講ずること。

三、教育施策や福祉施策として現行縦割りで実施されている各種就学支援制度について、一人一人の住民ニーズに合った情報提供と学業継続に向けた適切な支援を行うために、奨学金制度など就学支援制度活用に当たっての身近な相談窓口事業を実施すること。また、就学支援制度並びに窓口相談事業についての住民への周知など、きめ細やかな情報提供に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

大分県知事

大分県教育長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十四号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生君登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第二十五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書

グローバリズムの進展は、さまざまな問題をはらみながら時代の趨勢となっている。物、金、技術、情報に加え、人々も世界的規模で行き交う大交流時代に突入している。こうした中で世界の国々は、国際観光に新しい価値と将来性を見出そうとしており、単に観光資源としてのみならず、観光を通し、世界の国々及び人々の交流の拡大を図ろうとしている。世界観光機関（WTO）によると、全世界の外国旅行者数は、二〇一〇年には十億人に、二〇二〇年には十六億人に増加すると予想されている。

しかし、我が国の現状を見ると、観光先進国と言われる諸外国と比べ、我が国は観光振興に必要な社会資本の整備などさまざまな面で立ちおくれているために、日本人、外国人にかかわらず旅行者は少ないのが実態である。二〇〇二年に海外旅行した日本人は千六百五十二万人ですが、日本を訪れた外国人旅行者は、その三分の一の五百二十四万人にとどまっており、外国人の受け入れ数で、日本は世界で三十五位、アジアでも九位に甘んじている。

今日、景気回復が叫ばれている我が国経済にとっても、ものづくりの復権のみならず、観光立国への転換も必須の課題となっている。観光産業が雇用総数六百万人規模、その生産波及効果は百兆円規模の我が国の基幹産業に成長することも不可能ではなく、地域経済の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されている。

こうした観点から、「観光立国行動計画」の積極的な推進とともに、国と地方公共団体が一体となって下記の諸対策を実施するよう強く要望する。

記

一、観光立国関係閣僚会議を充実させ、各省庁と整合性のとれた観光総合戦略を策定する観光局を設置すること。

二、家族旅行や個人旅行を促進するため、有給休暇連続取得の推進及びそのための環境整備として、中小企業への省力化支援及びそのための雇用への奨励金の支給を図ること。

三、学校の長期休暇制度の分散化を図ること。

四、滞在型休暇の普及に効果を上げたフランスの休暇小切手制度を参考とする家族向け旅

行資金積立制度の創設を図ること。

五、外国人を受け入れるための人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

観光立国担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十五号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第二十六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十四番・野田紀子君登壇）

○十四番（野田紀子君） 議員提出議案第二十六号は、お手元に配付してございます意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

イラクへの自衛隊派兵に反対する意見書

ついに、恐れていたことが起こりました。在イラク日本人外交官お二人が、何者かに殺害される事件が発生したのです。いかなる勢力によるものであれ、このようなテロは許されない蛮行です。犠牲になったお二人の方に深く哀悼の意を表するとともに、御家族や関係者に心からのお悔やみを申し上げます。

同時に、こういう事態そのものが、イラク情勢が極めて悪化していることを示しております。アメリカによる占領統治が行われているイラクでは、米英軍のみならず、国連事務所やイタリア軍などへの爆弾テロが続発し、泥沼化の道をたどっております。米軍の現地

司令官も、「イラクを戦闘地域と非戦闘地域に分けることはできない」、「我々はまだ戦闘状態にある」と述べております。このような中での自衛隊派兵は、自衛隊員の命も安全も保障されないこととなります。

イラク特措法は、自衛隊の派兵を「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域に限定をしており、この法律に照らしても、イラクに自衛隊を派兵することは許されません。

よって、次のことを要望します。

記

一、イラクへの自衛隊派兵を中止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出いたします。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

外務大臣 殿

防衛庁長官

何とぞ、議員の皆様のご御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十六号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第二十七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十番・平野文活登壇）

○十番（平野文活君） 議員提出議案第二十七号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国立病院の独立行政法人化に当たり、賃金職員・非常勤職員の雇用継続と
医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書

国立病院は、二〇〇四年四月から独立行政法人として新たなスタートを切ることになります。しかし、国立病院・療養所に働く賃金職員の雇用が継続されるかどうかの問題が、いまだに解決されておられません。現在の国立病院は、職員の定数が不足しているために、定員職員（正職員）と全く同様のフルタイムの勤務形態で業務を行っていながら、形式的に非常勤職員扱いとなっている賃金職員によって運営が支えられている実態があります。国立病院の独立行政法人移行に際して、賃金職員・非常勤職員の雇用が継続されなければ、病院の正常な運営ができないばかりか、深刻な雇用問題が発生し、ひいては地域経済にも大きな影響を及ぼします。

また、賃金職員の約半数は看護師ですが、賃金職員を含めても国立病院の看護師配置は、他の公的病院に比べて非常に少なく、夜間わずか二人体制で看護している病棟が大半です。医療の複雑・高度化に対応し、安全で行き届いた医療・看護を提供するために、医師・看護師等必要な人員を早急に確保する必要があります。

また、国立病院に設置されている院内保育所は、長年の保育実績を持ち、看護師など職員が、仕事と子育てを両立して働き続けるために重要な役割を果たしています。夜勤や緊急の対応が必要な医療の職場を支えるとともに、地域の待機児解消にも役割を果たしている院内保育所を継続し、保育所職員の雇用を継続することによって、安定した運営を図ることが求められています。

さらに、国会の附帯決議でも言及されているように、国立病院は政策医療とともに、地域と協調し地域の実情に応じた医療を提供することによって、地域住民の医療に積極的に貢献することが求められております。

国立病院・療養所の独立行政法人移行に当たり、以下の事項を要望します。

- 一、地域と協調し、地域の実情と地域住民の要望に応じて国立病院の機能強化を図ること。とりわけ、国立西別府病院においては小児救急医療体制を機能強化し、国立別府病院においては、救急医療体制を早急に機能強化すること。
- 二、医療の複雑・高度化に対応し、安全で行き届いた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師を初め必要な人員を確保すること。とりわけ、西別府病院及び別府病院の夜間看護体制を早急に三人以上に強化すること。
- 三、国立病院の独立行政法人移行に当たり、すべての賃金職員を正職員として雇用継続すること。また、他の非常勤職員についても雇用を継続すること。
- 四、国立病院の院内保育所の継続と安定した運営を図るため、保育所職員の雇用を継続するとともに、少なくとも児童福祉法の基準を満たすように職員配置や設備を改善をすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年十二月十八日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣 殿

総務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二十七号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、日程第四により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任す

ることに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十五年第四回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十五年第四回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時三十分 閉会